

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第7部門第3区分
 【発行日】令和6年12月23日(2024.12.23)

【公開番号】特開2023-88109(P2023-88109A)
 【公開日】令和5年6月26日(2023.6.26)
 【年通号数】公開公報(特許)2023-118
 【出願番号】特願2021-202769(P2021-202769)
 【国際特許分類】

H 0 4 W 7 6 / 1 8 (2 0 1 8 . 0 1)

H 0 4 W 8 4 / 1 2 (2 0 0 9 . 0 1)

H 0 4 W 7 6 / 1 1 (2 0 1 8 . 0 1)

【 F I 】

H 0 4 W 7 6 / 1 8

H 0 4 W 8 4 / 1 2

H 0 4 W 7 6 / 1 1

【手続補正書】

【提出日】令和6年12月13日(2024.12.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

通信装置と通信する情報処理装置のコンピュータを、
 無線接続の設定モードが開始された前記通信装置及び前記情報処理装置の間で、前記通信装置及び前記情報処理装置の外部のアクセスポイントを介さない一時的な第1の接続を確立する第1の確立手段、

前記第1の接続を用いて、前記外部のアクセスポイントを識別するための識別情報を前記通信装置に提供する提供手段、

前記通信装置及び前記情報処理装置の間で、前記通信装置に提供された前記識別情報により識別される前記外部のアクセスポイントを介する第2の接続の確立を試みる第2の確立手段、

前記第2の接続の確立が失敗した場合に前記通信装置が前記設定モードを開始するように前記通信装置を制御するための命令を、前記第2の確立手段が前記第2の接続の確立を試みる前に、前記通信装置に送信する命令手段、
 として機能させるプログラム。

【請求項2】

請求項1に記載のプログラムであって、前記コンピュータを、
 前記第2の確立手段による前記第2の接続の確立に失敗した場合に、前記第2の接続の失敗の原因に応じて前記第2の接続を確立するための処理を続行する続行手段、
 としてさらに機能させるプログラム。

【請求項3】

請求項1に記載のプログラムであって、前記コンピュータを、
 前記第1の接続を確立可能な装置を検索する検索手段、
 前記検索手段により前記通信装置を検出できなかった場合に、前記通信装置との前記第2の接続の確立に失敗した旨の情報を前記情報処理装置の表示部に表示させる第1の表示制御手段、

10

20

30

40

50

の各手段としてさらに機能させるプログラム。

【請求項 4】

請求項 3 に記載のプログラムであって、

前記第 1 の確立手段は、前記検索手段により前記通信装置が検出された場合に前記通信装置と前記第 1 の接続を確立し、

前記プログラムは、前記コンピュータを、

前記第 1 の接続を用いて、前記通信装置が接続可能なアクセスポイントの識別情報を含むリストを前記通信装置から取得する取得手段、

前記取得手段により取得した前記リストに前記外部のアクセスポイントとしての第 1 のアクセスポイントの識別情報が含まれていなかった場合に、前記情報処理装置が接続する前記外部のアクセスポイントを前記第 1 のアクセスポイントと異なる第 2 のアクセスポイントに変更する変更手段、の各手段としてさらに機能させる、プログラム。

10

【請求項 5】

請求項 4 に記載のプログラムであって、前記コンピュータを、

前記変更手段により、前記情報処理装置が接続する前記外部のアクセスポイントを変更するかどうかの選択を受け付ける第 1 の受け付け手段、としてさらに機能させるプログラム。

【請求項 6】

請求項 5 に記載のプログラムであって、前記コンピュータを、

前記第 1 の受け付け手段により、前記情報処理装置が接続する前記外部のアクセスポイントを変更しないことを受け付けた場合に、前記第 2 の接続の確立に失敗した旨の情報を前記情報処理装置の表示部に表示させる第 2 の表示制御手段、としてさらに機能させるプログラム。

20

【請求項 7】

請求項 1 に記載のプログラムであって、前記コンピュータを、

前記第 2 の確立手段が前記第 2 の接続の確立に失敗した場合に、前記外部のアクセスポイントの識別情報と前記通信装置の識別情報とが関連付けられた失敗情報を前記情報処理装置の記憶部に記憶させる記憶制御手段、としてさらに機能させるプログラム。

30

【請求項 8】

請求項 7 に記載のプログラムであって、

前記第 2 の確立手段は、前記第 2 の接続の確立に失敗した場合において、前記記憶部に前記失敗情報が既に記憶されている場合には、失敗したときと異なる方式により前記第 2 の接続の確立を試みる、プログラム。

【請求項 9】

請求項 8 に記載のプログラムであって、前記コンピュータを、

前記第 2 の確立手段による前記異なる方式での前記第 2 の接続の確立を試みるかどうかの選択を受け付ける第 2 の受け付け手段、としてさらに機能させるプログラム。

40

【請求項 10】

請求項 9 に記載のプログラムであって、

前記第 2 の確立手段は、前記第 2 の受け付け手段により前記異なる方式での前記第 2 の接続の確立を試みないことを受け付けた場合に、前記情報処理装置が接続する前記外部のアクセスポイントを変更してから、前記第 2 の接続の確立に失敗したときと同じ方式により前記第 2 の接続を確立する、プログラム。

【請求項 11】

請求項 9 に記載のプログラムであって、前記コンピュータを、

50

前記第 2 の受け付け手段により前記異なる方式での前記第 2 の接続の確立を試みることを受け付けた場合において、前記第 2 の確立手段が前記異なる方式での前記第 2 の接続の確立に失敗したときに、前記第 2 の接続の確立に失敗した旨の情報を前記情報処理装置の表示部に表示させる第 3 の表示制御手段、
としてさらに機能させるプログラム。

【請求項 1 2】

請求項 1 から 1 1 までのいずれか一項に記載のプログラムを実行する情報処理装置と通信する通信装置であって、

前記情報処理装置との前記第 2 の接続の確立に失敗した場合に、前記情報処理装置から前記命令を受信したかどうかを確認する確認手段と、

10

前記確認手段により前記命令を受信したことが確認されている場合、前記設定モードに移行する移行手段と、を備える、
ことを特徴とする通信装置。

【請求項 1 3】

請求項 1 2 に記載の通信装置であって、

前記情報処理装置との前記第 2 の接続の確立に失敗した場合において、前記確認手段により前記命令を受信したことが確認されていないときに、前記情報処理装置との前記第 2 の接続の確立に失敗した旨の情報を前記通信装置の表示部に表示させる第 4 の表示制御手段をさらに備える、

20

ことを特徴とする通信装置。

【請求項 1 4】

通信装置と通信する情報処理装置であって、

無線接続の設定モードが開始された前記通信装置及び前記情報処理装置の間で、前記通信装置及び前記情報処理装置の外部のアクセスポイントを介さない一時的な第 1 の接続を確立する第 1 の確立手段と、

前記第 1 の接続を用いて、前記外部のアクセスポイントを識別するための識別情報を前記通信装置に提供する提供手段と、

前記通信装置及び前記情報処理装置の間で、前記通信装置に提供された前記識別情報により識別される前記外部のアクセスポイントを介する第 2 の接続の確立を試みる第 2 の確立手段と、

30

前記第 2 の接続の確立が失敗した場合に前記通信装置が前記設定モードを開始するように前記通信装置を制御するための命令を、前記第 2 の確立手段が前記第 2 の接続の確立を試みる前に、前記通信装置に送信する命令手段と、
を備えることを特徴とする情報処理装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

40

本発明の一側面によれば、

通信装置と通信する情報処理装置のコンピュータを、

無線接続の設定モードが開始された前記通信装置及び前記情報処理装置の間で、前記通信装置及び前記情報処理装置の外部のアクセスポイントを介さない一時的な第 1 の接続を確立する第 1 の確立手段、

前記第 1 の接続を用いて、前記外部のアクセスポイントを識別するための識別情報を前記通信装置に提供する提供手段、

前記通信装置及び前記情報処理装置の間で、前記通信装置に提供された前記識別情報により識別される前記外部のアクセスポイントを介する第 2 の接続の確立を試みる第 2 の確立手段、

50

前記第 2 の接続の確立が失敗した場合に前記通信装置が前記設定モードを開始するように前記通信装置を制御するための命令を、前記第 2 の確立手段が前記第 2 の接続の確立を試みる前に、前記通信装置に送信する命令手段、
の各手段として機能させるプログラムが提供される。

10

20

30

40

50